

## 随意契約の相手方等の公表（随意契約後の公表）

富山県会計規則第 100 条第 2 項第 3 号の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 22 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 随意契約に係る役務名  
城端ダム管理所庁舎清掃業務委託
- 2 随意契約をした室課の名称及び所在地  
富山県砺波土木センター 南砺市寺家 330
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和 6 年 3 月 22 日
- 4 随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称  
南砺市院林 88 番地 3 公益社団法人 南砺市シルバー人材センター
- 5 随意契約に係る契約金額  
128,500 円
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号  
に該当するため。